

# 上場申請のための半期報告書

株式会社フラクタリスト

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】	
第1 【企業の概況】	
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】	
1 【業績等の概要】 .....	4
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	6
3 【対処すべき課題】 .....	7
4 【経営上の重要な契約等】 .....	7
5 【研究開発活動】 .....	7
第3 【設備の状況】	
1 【主要な設備の状況】 .....	8
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	9
第4 【提出会社の状況】	
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【株価の推移】 .....	22
3 【役員の状況】 .....	22
第5 【経理の状況】	
1 【中間連結財務諸表等】 .....	24
2 【中間財務諸表等】 .....	25
第6 【提出会社の参考情報】 .....	42
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	43

## 【表紙】

【提出書類】	上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 畔柳 昇 殿
【提出日】	平成18年9月6日
【中間会計期間】	第7期中(自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)
【会社名】	株式会社フラクタリスト
【英訳名】	Fractalist inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 祐介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
【電話番号】	050(5524)4150(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 橋爪 小太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
【電話番号】	050(5524)4150(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 橋爪 小太郎

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成15年 8月1日 至 平成16年 1月31日	自 平成16年 8月1日 至 平成17年 1月31日	自 平成17年 8月1日 至 平成18年 1月31日	自 平成15年 8月1日 至 平成16年 7月31日	自 平成16年 8月1日 至 平成17年 7月31日
売上高 (千円)			374,967	168,721	425,019
経常利益 (千円)			25,970	10,445	26,779
中間(当期)純利益 (千円)			7,748	177	15,750
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			212,350	53,500	202,350
発行済株式総数 (株)			8,686	1,070	7,686
純資産額 (千円)			380,627	53,978	362,879
総資産額 (千円)			623,422	181,140	536,065
1株当たり純資産額 (円)			43,820.82	50,447.30	47,213.00
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)			1,007.47	250.90	2,680.94
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)					
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)					
自己資本比率 (%)			61.1	29.8	67.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			77,686	9,208	4,810
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			109,439	78,081	76,014
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			13,090	111,827	292,876
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)			242,725	34,780	261,387
従業員数 〔他、平均臨時雇用者 数〕 (名)			41 〔28〕	10 〔3〕	28 〔25〕

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりません。  
 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 3 第7期中間期より中間財務諸表を作成しております。  
 4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株予約権等の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。  
 5 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員数)の年間平均雇用人員であります。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業内容に重要な変更はありません。  
主要な関係会社については、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成18年1月31日現在

従業員数(名)	41 〔28〕
---------	------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員数）の年間平均雇用人員であります。  
3 従業員数が最近1年間において13人増加しておりますが、主として業務拡大に伴い期中採用が増加したためであります。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

当中間会計期間（平成17年8月1日から平成18年1月31日）は、中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との対比は行っておりません。

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、国内における設備投資の増加などによって企業収益の改善が進み、堅調な内需と輸出の回復などを背景に、非製造業や中小企業の業績も改善しており、景気回復のすそ野が広がっており、緩やかながらも景気は拡大基調でありました。

当社の事業の中心であるモバイルインターネット関連分野においては、携帯電話の電子マネー機能が鉄道事業者で利用可能となったほか、番号を変えずに携帯電話会社を変更できる「番号ポータビリティ制度（MNP）」が今秋に始まることを控えて、携帯電話機器が更なる高機能化を果たしたことから、出荷台数も3年ぶりに増加に転じると見込まれております。

このような環境の中、当社では営業関連及び技術人員をそれぞれ4名、6名拡充するなど体制の強化を図るとともに、モバイルインターネット分野における電子商取引の拡大に対応し、同サイトの構築を受託したほか、当社が提供する携帯電話向けサイト構築パッケージソフトウェア「MobileMaster」の電子商取引対応機能等の開発に着手するとともに、ネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode」の用途としてIPPhone、ルータ、カメラ等への対応ソフトウェアの開発に注力いたしました。

これらの結果、売上高は374,967千円となりました。

また、主に技術人員の増員に伴う人件費の増加や外注加工費の増加によって売上原価は200,103千円となり、売上総利益は174,863千円となりました。

販売費及び一般管理費については、前事業年度末に比べて営業関連人員を4名増員したことや、内部管理体制の充実のための管理人員を2名増員したことを含めて人件費が49,144千円となったほか、採用教育費が11,682千円となったこと及び支払手数料が17,156千円となったことなどから147,015千円となり、営業利益は27,848千円となりました。

営業外収支は、営業外収益が6千円となり、営業外費用は支払利息が1,385千円であったことをはじめとして1,884千円であったことから経常利益は25,970千円となり、特別損失として本社移転費用9,015千円を計上したことから税引前中間純利益は16,954千円となり、中間純利益は7,748千円となりました。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、前年同期との比較は行っておりません。

各事業の状況は次のとおりであります。

#### モバイル事業

モバイル事業につきましては、開発人員を前事業年度末から5名増加させ開発体制の強化に努める

とともに、自社開発ソフトウェア「MobileMaster」を活用した携帯電話向けサイト開発案件の増加やモバイルインターネットに対応した電子商取引サイトの開発等を受託したほか、「MobileMaster」の電子商取引対応やモバイルインターネットを活用した販促キャンペーン等に対応する機能開発に着手いたしました。これにより売上高は354,967千円となりました。

#### NomadicNode事業

NomadicNode事業につきましては、営業及び開発体制の強化として4名の人員拡充を図るとともに、ネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode」の用途としてIPPhone、ルータ、カメラ等への対応ソフトウェアの開発に注力したほか、営業活動に「NomadicNode」のソフトウェアライセンスの販売を行いました。これにより売上高は20,000千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間（自平成17年8月1日 至平成18年1月31日）

### 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、当中間会計期間は77,686千円の増加となりました。これは主に事業の拡大に伴ってたな卸資産の増加があったことにより11,681千円の減少があったものの、税引前中間純利益が16,954千円となったことや前受金の増加により50,379千円増加したことによります。

### 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、当中間会計期間は109,439千円の減少となりました。これは主に本社移転に伴う敷金保証金の差し入れによって27,258千円減少したほか、ソフトウェア開発に伴う無形固定資産の取得による支出が76,540千円発生したことによります。

### 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、当中間会計期間は13,090千円の増加となりました。これは主に長期借入金の返済により46,450千円の支出があったものの、新株予約権の行使による株式の発行によって9,540千円の収入があったほか、長期借入れにより50,000千円の収入があったことによります。

これらの結果、当中間会計期間においては現金及び現金同等物は期首残高に比べて18,662千円減少し、当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は242,725千円となっております。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	生産高(千円)
モバイル事業	200,103
NomadicNode事業	
合計	200,103

- (注) 1 金額は、製造原価によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	受注高(千円)	受注残高(千円)
モバイル事業	423,139	74,607
NomadicNode事業	20,000	
合計	443,139	74,607

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高(千円)
モバイル事業	354,967
NomadicNode事業	20,000
合計	374,967

- (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	販売高(千円)	割合(%)
(株)ファッションウォーカー	128,588	34.3
(株)アイデアコミュニケーション	51,424	13.7

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。



3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約の締結等を行われておりません。

5 【研究開発活動】

特記事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

## 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更又は重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	20,000
計	20,000

(注) 平成18年6月15日開催の取締役会決議により、平成18年6月23日開催の臨時株主総会にて発行可能株式総数に伴う定款変更が行われ、会社が発行する株式の総数は15,000株増加し、35,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年7月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	8,686	8,921	非上場・非登録	
計	8,686	8,921		

(注) 平成18年2月1日から平成18年6月30日までの間に、発行済株式数は新株予約権の行使により、235株増加しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

(平成16年6月16日臨時株主総会特別決議 平成16年6月16日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年6月30日)
新株予約権の数(個)	105 (注)2	104 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	525 (注)1、2、3	520 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注)1、4	10,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間	平成18年6月17日から 平成26年6月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 10,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左

(注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

- 2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数192個、新株予約権の目的となる株式の数192株の発行を決議いたしました。なお、提出日の前月末現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数は、中間会計期間末以降に退職等の理由により権利を放棄した者の新株予約権の数1個及び(注)1の株式分割の影響を調整した目的となる株式の数5株を減じております。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について  
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。  
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について  
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。  
株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 5 新株予約権の行使の条件  
権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。  
新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。  
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成16年6月16日臨時株主総会特別決議 平成17年6月14日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年6月30日)
新株予約権の数(個)	21 (注)2	20 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105 (注)1、2、3	100 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注)1、4	10,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間	平成18年6月17日から 平成26年6月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 10,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左

(注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目

的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数192個、新株予約権の目的となる株式の数192株の発行を決議し、平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数25個、(注)1の株式分割の影響を調整した新株予約権の目的となる株式の数125株の発行を決議いたしました。この発行により、授権された217個全てを発行することとなりました。なお、提出日の前月末現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数は、中間会計期間末以降に退職等の理由により権利を放棄した者の新株予約権の数1個及び(注)1の株式分割の影響を調整した目的となる株式の数5株を減じております。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成16年6月16日臨時株主総会特別決議 平成16年6月16日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年6月30日)
新株予約権の数(個)	70 (注)2	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350 (注)1、2、3	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注)1、4	
新株予約権の行使期間	平成17年3月1日から 平成26年6月16日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 10,000	
新株予約権の行使の条件	(注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	

(注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

- 2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を383個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を383株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数383個、新株予約権の目的となる株式の数383株の発行を決議いたしました。なお、提出日の前月末現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数は、中間会計期間末以降にすべて権利行使及び放棄をしております。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について  
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。  
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について  
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。  
株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

5 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、本新株予約権割当時において当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員である場合、本新株予約権行使時に、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権割当時において当社の外部コンサルタント等である場合、新株予約権の行使に先立ち、当社の取締役会の承認を要する。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年6月30日臨時株主総会特別決議 平成17年6月30日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年6月30日)
新株予約権の数(個)	263 (注)1	260 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	263 (注)1、3	260 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注)1、4	155,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数336個、新株予約権の目的となる株式の数336株の発行を決議いたしました。なお、提出日の前月末現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数は、中間会計期間末以降に退職等の理由により権利を放棄した者の新株予約権の数3個及び目的となる株式の数3株を減じております。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について  
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。  
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について  
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。  
株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

- 5 新株予約権の行使の条件  
権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。  
新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。  
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。



(平成17年6月30日臨時株主総会特別決議 平成17年11月28日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年6月30日)
新株予約権の数(個)	79 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注)1、4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左

(注) 1 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数336個、新株予約権の目的となる株式の数336株の発行を決議し、平成17年11月28日開催の取締役会において、新株予約権の数79個、新株予約権の目的となる株式の数79株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた415個すべてを発行することになりました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について  
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。  
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について  
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

- 6 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年12月29日臨時株主総会特別決議 平成17年12月29日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年6月30日)
新株予約権の数(個)	191 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	191 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注)1、4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年12月30日から 平成27年12月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1 本新株予約権は平成17年12月29日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を300個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年12月29日開催の取締役会において、新株予約権の数191個、新株予約権の目的となる株式の数191株の発行を決議いたしました。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について  
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。  
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について  
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。  
株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

- 5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。  
 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。  
 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

- 6 新株予約権の譲渡に関する事項  
 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年12月29日臨時株主総会特別決議 平成17年12月29日取締役会決議に基づく発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年6月30日)
新株予約権の数(個)	10 (注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注)2	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10 (注)1、3	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注)1、4	
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から 平成21年12月29日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	
新株予約権の行使の条件	(注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	

- (注) 1 本新株予約権は平成17年12月29日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を10個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を10株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年12月29日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議いたしました。  
 なお、提出日の前月末現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数は、中間会計期間末以降にすべて権利行使をしております。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について  
 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。  
 なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。  

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
 また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について  
 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。  
 株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、本新株予約権割当時ににおいて当社の外部コンサルタント等である場合、新株予約権の行使に先立ち、当社の取締役会の承認を要する。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年1月31日 (注) 1	1,000	8,686	10,000	212,350	-	144,300

(注) 1 新株予約権行使

発行価格 10,000円

資本組入額 10,000円

## (4) 【大株主の状況】

平成18年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
田中 祐介	東京都港区	3,722	42.85
田中 伸夫	東京都世田谷区	500	5.76
ウッドランド株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目6番19号	450	5.18
久野 和雄	大阪府大阪市住吉区	400	4.61
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番3号	333	3.83
株式会社ソフトクリエイト	東京都渋谷区二丁目22番3号	322	3.71
伊藤幸司	東京都世田谷区	287	3.30
投資事業組合オリックス9号	東京都港区浜松町二丁目4番1号	258	2.97
東京投資育成4号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷三丁目29番22号	258	2.97
加山 幸浩	千葉県松戸市	250	2.88
計		6,780	78.06

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式8,686	8,686	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株			
発行済株式総数	8,686		
総株主の議決権		8,686	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当社株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当中間会計期間(平成17年7月1日から平成18年1月31日まで)が中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との対比は行っておりません。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間(平成17年8月1日から平成18年1月31日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成18年1月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		242,725		261,387	
2 売掛金		114,448		108,451	
3 たな卸資産		13,114		1,432	
4 その他		14,982		12,432	
5 貸倒引当金		731		666	
流動資産合計			384,539 61.7		383,037 71.5
固定資産					
1 有形固定資産	1	7,221		2,484	
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		60,535		21,695	
(2) ソフトウェア仮勘定		68,984		37,745	
(3) その他		22,514		26,017	
無形固定資産合計		152,035		85,459	
3 投資その他の資産					
(1) 関係会社株式		50,424		50,424	
(2) その他		29,200		14,660	
投資その他の資産合計		79,625		65,084	
固定資産合計			238,882 38.3		153,028 28.5
資産合計			623,422 100.0		536,065 100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成18年1月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
1 買掛金		40,188		38,710	
2 一年内返済予定の 長期借入金		37,502		34,101	
3 前受金		51,324		945	
4 その他	2	39,999		25,797	
流動負債合計			169,013 27.1		99,554 18.6
<b>固定負債</b>					
1 長期借入金		73,781		73,632	
固定負債合計			73,781 11.8		73,632 13.7
負債合計			242,794 38.9		173,186 32.3
<b>(資本の部)</b>					
<b>資本金</b>					
<b>資本剰余金</b>					
1 資本準備金		144,300		144,300	
資本剰余金合計			144,300 23.1		144,300 26.9
<b>利益剰余金</b>					
1 中間(当期)未処分利益		23,977		16,229	
利益剰余金合計			23,977 3.9		16,229 3.0
資本合計			380,627 61.1		362,879 67.7
負債及び資本合計			623,422 100.0		536,065 100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成17年 8月1日 至 平成18年 1月31日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成16年 8月1日 至 平成17年 7月31日)		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	
売上高			374,967	100.0	425,019	100.0
売上原価			200,103	53.4	233,858	55.0
売上総利益			174,863	46.6	191,160	45.0
販売費及び一般管理費			147,015	39.2	175,877	41.4
営業利益			27,848	7.4	15,283	3.6
営業外収益			6	0.0	18,733	4.4
営業外費用	1		1,884	0.5	7,237	1.7
経常利益			25,970	6.9	26,779	6.3
特別利益	2				8,065	1.9
特別損失	3		9,015	2.4	697	0.2
税引前中間(当期)純利益			16,954	4.5	34,147	8.0
法人税、住民税 及び事業税		8,083			444	
法人税等調整額		1,123	9,206	2.4	17,952	4.3
中間(当期)純利益			7,748	2.1	15,750	3.7
前期繰越利益			16,229		478	
中間(当期)未処分利益			23,977		16,229	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1		16,954	34,147
2		7,681	4,889
3		3,186	6,372
4		64	65
5		0	1,808
6		1,385	3,293
7		459	3,469
8			8,000
9		9,015	
10		5,997	76,891
11		11,681	11
12		4,218	9,606
13		1,477	35,606
14		11,094	1,576
15		50,379	
16		2,957	4,688
小計		85,281	2,317
17		0	1,808
18		1,385	3,405
19		4,191	
20		2,017	896
営業活動によるキャッシュ・フロー			
		77,686	4,810
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1		5,641	2,041
2		76,540	60,127
3			5,550
4			42,399
5			39,554
6		27,258	5,400
7			50
投資活動によるキャッシュ・フロー			
		109,439	76,014

		当中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)	前事業年度 (自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入れによる収入		50,000	83,000
2 長期借入金の返済による支出		46,450	51,004
3 社債の償還による支出			28,800
4 株式の発行による収入		9,540	289,680
財務活動によるキャッシュ・フロー		13,090	292,876
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		18,662	212,052
現金及び現金同等物の期首残高		261,387	34,780
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額			14,555
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		242,725	261,387

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券     関連会社株式         移動平均法による原価法によっております。 (2) たな卸資産     仕掛品         個別法による原価法によっております。     貯蔵品         最終仕入原価法によっております。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産     定率法によっております。     なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。     工具器具及び備品 2～4年     ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。 (2) 無形固定資産     市場販売目的のソフトウェア         見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。     自社利用のソフトウェア         社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。     営業権         5年均等償却を行っております。</p> <p>(3) 長期前払費用     均等償却によっております。</p> <p>3 引当金の計上基準     貸倒引当金         売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>4 リース取引の処理方法     リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券     子会社株式及び関連会社株式         同 左 (2) たな卸資産     仕掛品         同 左     貯蔵品         同 左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産     同 左     なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。     工具器具及び備品 4～5年     ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。 (2) 無形固定資産     市場販売目的のソフトウェア         同 左     自社利用のソフトウェア         同 左     営業権         同 左</p> <p>(3) 長期前払費用     同 左</p> <p>3 引当金の計上基準     貸倒引当金         同 左</p> <p>4 リース取引の処理方法     同 左</p>



<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)</p>
<p>5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同 左</p>

## 会計処理の変更

当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	

## 表示方法の変更

当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
<p>(損益計算書) 前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「新株発行費」(前事業年度154千円)については、営業外費用の100分の10超となったため、当事業年度より区分掲記しております。</p>	

## 追加情報

当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年 2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が1,693千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,693千円減少しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成18年1月31日)	前事業年度末 (平成17年7月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 4,841千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 3,937千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。	2

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
<p>1 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 1,385千円</p> <p>2</p> <p>3 特別損失のうち主要なもの 本社移転費用 9,015千円</p> <p>4 減価償却実施額 有形固定資産 903千円 無形固定資産 6,777千円</p>	<p>1 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 2,882千円 新株発行費 3,469千円</p> <p>2 特別利益のうち主要なもの 関係会社株式受贈益 8,000千円</p> <p>3 特別損失のうち主要なもの 関係会社整理損 697千円</p> <p>4 減価償却実施額 有形固定資産 1,134千円 無形固定資産 3,754千円</p>

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 <span style="float: right;">242,725千円</span>	現金及び預金 <span style="float: right;">261,387千円</span>
現金及び現金同等物 <span style="float: right;">242,725千円</span>	現金及び現金同等物 <span style="float: right;">261,387千円</span>

## (リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月 31日)	前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月 31日)																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">取得価額 相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">減価償却累計額 相当額 (千円)</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">中間期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">13,504</td> <td style="text-align: right;">2,749</td> <td style="text-align: right;">10,755</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	中間期末残高 相当額 (千円)	工具器具及び備品	13,504	2,749	10,755	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">取得価額 相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">減価償却累計額 相当額 (千円)</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">9,262</td> <td style="text-align: right;">2,178</td> <td style="text-align: right;">7,083</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具及び備品	9,262	2,178	7,083
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	中間期末残高 相当額 (千円)														
工具器具及び備品	13,504	2,749	10,755														
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)														
工具器具及び備品	9,262	2,178	7,083														
未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																
1年以内	1年以内																
1年超	1年超																
合計	合計																
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																
支払リース料	支払リース料																
減価償却費相当額	減価償却費相当額																
支払利息相当額	支払利息相当額																
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成18年1月31日)

時価評価されていない主な有価証券

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式及び関連会社株式	
関連会社株式	50,424

前事業年度末(平成17年7月31日)

時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式及び関連会社株式	
関連会社株式	50,424

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成18年1月31日)

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度末(平成17年7月31日)

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。



(持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)

重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

前事業年度(自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日)

重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

## ( 1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)		前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)	
1株当たり純資産額	43,820.82円	1株当たり純資産額	47,213.00円
1株当たり中間純利益	1,007.47円	1株当たり当期純利益	2,680.94円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日	前事業年度 自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日
中間(当期)純利益(千円)	7,748	15,750
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	7,748	15,750
普通株式の期中平均株式数(株)	7,691	5,875
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権5種類(新株予約権の目的となる株式の数1,523株)。 これらの詳細は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権3種類(新株予約権の目的となる株式の数2,466株)。 これらの詳細は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

## (重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成17年 8月 1日 至 平成18年 1月31日)	前事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書


平成 18 年 9 月 5 日

株式会社フラクタリスト


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

宮直仁 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

柏崎周弘 

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フラクタリストの平成17年8月1日から平成18年7月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成17年8月1日から平成18年1月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フラクタリストの平成18年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年8月1日から平成18年1月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上